

2009年8月5日

安全保障理事会議長声明

「国際連合の平和維持活動」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年8月5日に開催された、安全保障理事会の第6178回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、安保理決議1327(2000)および安保理決議1353(2001)並びに1994年5月3日の安保理議長声明(PRST/1994/22)、1994年11月4日の安保理議長声明(PRST/1994/62)、1996年3月28日の安保理議長声明(PRST/1996/13)、2001年1月31日の安保理議長声明(PRST/2001/03)および2004年5月17日の安保理議長声明(PRST/2004/16)また2002年1月14日の安保理議長によるノート(S/2002/56)の中で行なわれた勧告を再確認し、また、これらの勧告を完全に実施するためにさらなる活動を強化するとの意図を確認する。安保理は、とりわけ1994年5月3日の安保理議長声明から、新しい平和維持活動の設立が検討されている時に考慮されるべきである適切な要因を想起する。

安全保障理事会は、国際連合平和維持活動は、国連システム全体の貢献と取組をまとめる独特の世界的な共働関係であると確信する。安保理はこの共働関係の強化に取り組む。安保理は、平和維持活動特別委員会、平和維持活動に関する安全保障理事会作業部会、総会第5委員会および国連事務局による、平和維持の努力が可能な限り最良の結果を提供することを確保するために行なった重要な作業を確認する。

安全保障理事会は、過去6か月間、平和維持活動の集団的な見落としについての事務局および兵力並びに警察提供国との間の対話の改善と以下の実行の策定のために努力してきた：

- (i) 一般的な課題についての事務局との定期的な対話；
- (ii) 平和維持活動に関する安全保障理事会作業部会および2009年1月23日と6月29日の討論を通してを含む、兵力および警察提供国との協議の深化の努力；
- (iii) 特定の活動においての、活動上の課題の共通の分析を改善するための政軍会合の組織；
- (iv) 任務との整合性を確保するための、事務局による計画書類の定期的な更新の奨励；
- (v) 達成条件および、適切な場合には包括的で統合された戦略に照らして進展を測定することを可能にするもの利用を通しての改善された監視と評価

安全保障理事会は、平和維持活動の準備、計画、監視および評価、並びに完了を改善す

るために、さらなる反省が必要とされているいくつかの分野を識別した：

- (i) 平和維持活動の職務権限が、明確で、信頼でき、また達成可能並びに適切な資源に合致していることの確保。安保理は、他の利害関係者との協議を通して、達成された進展若しくは現地の環境の変化に応じて、適切な場合には必要な調整を行なうことを念頭において、平和維持活動の兵力、職務権限および構成を定期的に評価する必要性を強調する。
- (ii) 中でも技術的な評価ミッションの派遣に先立ってのその目的と幅広い要素についての事務局と加盟国との組織的な協議、および帰還に際しての主要な発見についての報告を通しての、特に軍事活動上の課題についてのより良い情報の共有。安保理は、職務権限の更新の議論に先立っての、安保理理事国と事務局との間での政軍専門家レベルでの会合を開くという慣行を奨励する。安保理は、軍事的な助言へのアクセスを改善する必要性を確認し、また、その趣意で、メカニズムについての作業に従事する意向である。安保理は、軍事参謀委員会の役割の検討を継続する。
- (iii) 安保理は、活動の軍事、警察、司法、法の支配および平和構築の側面について、職務権限の起草の早い段階からミッションの展開の全期間にわたって、事務局との相互作用を拡大する意向である。
- (iv) 平和維持活動の職務権限の更新若しくは修正の前の、兵力および警察提供国との、より早く、また、より意味のある取組。安保理は、このような協議を深めるための現実的な提言を歓迎する。安保理は、兵力および警察提供国は、その経験と専門性を通して、平和維持活動の効果的な計画、意思決定および展開に対して大きな貢献ができることを確認する。この観点から、安保理は安全保障理事会作業部会の中間報告書(S/2009/398)を歓迎し、また、作業部会が兵力および警察提供国、並びに他の利害関係者との協力の問題に取り組み続けることを奨励する。安保理は、この問題について進展を実現し、また、2010年にその進展を検討することを公約する。
- (v) 安保理の決定の資源および現場の支援への見通しの、安全保障理事会のより大きな自覚。安保理は、新しい平和維持活動が提案された場合、あるいは職務権限の重大な変更が予見される場合、その任務のための資源の見通しの推定が安保理に提供されることを要請する。
- (vi) 平和維持活動全般が直面している戦略的な課題についての安全保障理事会内でのより強い自覚。安保理は、2009年1月以来の、その趣意での、平和維持活動局(DPKO)およびフィールドサポート局から受けた状況説明、それらは定期的に継続すべきものを歓迎する。

安保理は、国際の平和と安全を危うくしかねない状況に対処する場合に、あらゆる範囲の対応を比較考量し、また、国連平和維持ミッションを、政治的戦略の代替手段ではなく、付随するものとしてのみ展開する必要性を確認する。安保理は、すべての利害関係者の政治

的および活動上の支援を動員、維持する重要性を確認する。

安全保障理事会は、利用可能な兵力および警察提供者の備蓄を拡大する緊急の必要を確認し、また、それらに対する加盟国の二国間での援助の調整の努力を歓迎する。安保理は、ミッションの全期間にわたって、関連する地域的および準地域的機関並びにその他の援助機関との協力と調整を改善する活動を支持する。安保理は、国連憲章第8章に従って、国際の平和と安全を維持するうえで、アフリカ連合の能力と、地域的および準地域的機関の役割を強化するという優先事項を確認する。

安全保障理事会は、事務局による、平和維持活動を再検討し、また、強化された計画と支援を提供するための活動を歓迎し、さらに、これらの活動を深めるよう奨励する。この点から、安保理は、事務局のノン・ペーパー「新しい共働アジェンダ：国連平和維持活動のための新しい地平の作図」、および、その中に含まれる支援戦略の中で提供されている評価と勧告に留意し、また、それらに注意深い検討を行なう意向である。

安全保障理事会は、平和維持に対する強固なアプローチおよび一般市民の保護任務の履行を含む問題の範囲で、より広い合意を形成するために、平和維持活動に関する特別委員会を含む加盟国の間で、さらなる議論が必要とされていることを確認する。安保理は、安保理決議 1674(2006)の関連する規定を再確認し、また、この点で、今年の後半に一般市民の保護任務の履行を検討することを期待している。

安全保障理事会は、2009年7月22日の平和構築についての安保理議長声明(PRST/2009/23)を想起し、また、とりわけ、最初から紛争後の情勢に対する効果的な対応を達成するために、平和創造、平和維持、平和構築および開発の間での一貫性および統合の必要を再度強調する。安保理は、事務総長に対し、特定のミッションについての報告書の中で、一国内での調整された国連アプローチの達成へ向けての進展、また、とりわけ、ミッションと並ぶ平和構築の目的の達成との重大な隔たりについての指標を提供するよう要請する。

安全保障理事会は、国連平和維持の能力全般の改善について取り組み続け、また2010年早期にさらなる検討を実施する。